

令和3年度第1回
荒尾市・長洲町
学校給食センター協議会

(決算の認定及び協議事項)

令和2年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会歳入歳出決算の認定について

令和2年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会歳入歳出決算を、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第24条第1項の規定により、協議会の会議の認定に付する。

令和2年度
荒尾市・長洲町学校給食センター協議会
歳入歳出決算

歳入総額	199,000円
歳出総額	178,288円
歳入歳出差引残額	20,712円

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会
会長 浅田 敏彦

協議第1号

新学校給食センターの調理・配送等業務に関する事業者選定方法等について

新学校給食センターの調理・配送等業務に関する事業者選定方法等については、次のとおりとする。

1. 事業者の選定方法

事業者の選定方法は公募型プロポーザル方式とし、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会が行う。

2. 調理・配送等業務の委託期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間

協議第2号

令和3年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会補正予算（第1号）について

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第21条第1項の規定に基づき、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

1. 債務負担行為の補正

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会が債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限度額（千円）
新学校給食センター調理・配送等業務委託料	令和4年度 ～ 令和9年度	768,900

協議第3号

新学校給食センターの配送トラック購入について

新学校給食センターの配送トラック購入については、次のとおりとする。

1. 負担金割合

新学校給食センターの配送トラック購入に関する経費（以下「購入経費」という。）の負担金割合については、児童生徒数の割合とする。

2. 請負事業者の選定方法

請負事業者の選定方法は、原則として競争入札とする。

3. 請負事業者の決定

- (1) 事業者選定については、荒尾市の条例、規則その他の規程等を適用し、荒尾市が代表して行うものとする。
- (2) 荒尾市は、決定した事業者（以下「請負事業者」という。）と契約を締結し、購入経費を支払うものとする。
- (3) 荒尾市は、請負事業者と契約を締結したときは、請負事業者及び購入経費を長洲町に通知するものとする。

4. 購入経費の支弁方法

- (1) 購入経費は、負担金割合（その率に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した数値をもって）を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。
- (2) 児童生徒数は、令和3年度の学校基本調査による数値で算出するものとする。
- (3) 長洲町は算出された負担金を荒尾市に対して支払うものとする。

5. 予定金額

配送トラック購入費（令和3年10月～令和4年7月）

内 訳	予定金額（千円）	台数	計（千円）	備考
配送トラック	10,018	2	20,036	2tトラック

6. 予算の計上

荒尾市及び長洲町は、令和3年度9月一般会計補正予算において、債務負担行為をそれぞれ補正し、令和4年度当初予算において、歳入・歳出予算をそれぞれ予算計上する。

協議第4号

新学校給食センターの什器・備品購入について

新学校給食センターの什器・備品購入については、次のとおりとする。

1. 予定金額

什器・備品購入費（令和3年10月～令和4年7月）

内 訳	予定金額（千円）	負担金割合
什器・備品（調理関係）	20,168	児童生徒数割
什器・備品（一般エリア）	15,218	児童生徒数割
食器・食缶	93,839	児童生徒数割
合計	129,225	

2. 予算の計上

荒尾市及び長洲町は、令和3年度9月一般会計補正予算において、債務負担行為をそれぞれ補正し、令和4年度当初予算において、歳入・歳出予算をそれぞれ予算計上する。

協議第 5 号

新学校給食センターにおける財産の所有権について

新学校給食センターにおける財産の所有権については、荒尾市及び長洲町が支弁した経費の割合を財産の所有権割合とする。

協議第 6 号

財産の管理に関する一の市町の条例、規則等について

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第 25 条第 2 項に規定する財産を管理する場合において、両市町が協議して定める一の市町の当該管理に関する条例、規則等については、荒尾市の条例、規則等を適用する。